

# 甲 府 市 公 報

第 1361 号

発行所 甲 府 市 役 所  
 発行人 甲 府 市  
 (毎月 5 日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)  
 印刷所 サンニチ印刷  
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

## 目 次

<p><b>[条 例]</b></p> <p>甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例… 178</p> <p><b>[規 則]</b></p> <p>甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則… 179</p> <p>甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則… 181</p> <p>甲府市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則… 195</p> <p><b>[告 示]</b></p> <p>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示… 207</p> <p>配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達… 207</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告… 208</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告… 208</p> <p>国民健康保険料納入通知書公示送達… 208</p> <p>指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示… 209</p>	<p>入札告示（2 件）… 209</p> <p>農用地利用集積計画を定めた旨の公告… 211</p> <p>入札告示（3 件）… 211</p> <p>都市計画の縦覧告示… 214</p> <p>配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達（2 件）… 215</p> <p>国民健康保険被保険者証無効告示… 215</p> <p>住民票を職権消除した者の公示… 215</p> <p>入札告示（4 件）… 215</p> <p>介護保険料更正通知書公示送達… 220</p> <p>甲府市議会臨時会招集告示… 220</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告… 220</p> <p>指定地域密着型サービス事業者の指定公示… 221</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告… 221</p> <p>市県民税督促状公示送達… 221</p> <p>介護保険被保険者証無効告示… 221</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告… 221</p> <p>軽自動車税督促状公示送達… 222</p> <p>甲府市山宮町土地区画整理組合の解散の認可公告… 222</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（2 件）… 222</p> <p>差押調書（謄本）公示送達… 222</p>	<p><b>[農 業 委 員 会]</b></p> <p>甲府市農業委員会 1 月定例総会招集公告… 223</p> <p><b>[上 下 水 道 局]</b></p> <p>指定給水装置工事事業者の指定告示… 224</p> <p>甲斐市と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約を定めた旨の告示… 224</p> <p>入札告示（3 件）… 224</p> <p>中央市と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約を定めた旨の告示… 227</p> <p>昭和町と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約を定めた旨の告示… 228</p> <p><b>[任 免 辞 令]</b></p> <p>市長事務部局… 229</p>
---	---	--

## 条例

甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年1月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 甲府市条例第1号

甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和25年10月条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第10条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

附則第5項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年12月条例第40号)附則第7項」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者)については、25年未満)」及び「、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわら

ず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

(甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年12月条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「44年」を「42年」に改める。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第10項の規定による改正後の」及び「附則第12項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例（以下この項において「新条例」という。）附則第4項（新条例附則第6項及び第3条の規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第8項においてその例による場合を含む。）及び第5項の規定の適用については、新条例附則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

## 規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年1月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 甲府市規則第1号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和41年11月規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「第9条第8項」を「第9条第9項」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第32条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第1項第1号中「規定による」の次に「障害児通所支援若しくは」を加え、同項第3号中「第31条第5項」を「第31条第4項」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「第9条第8項」を「第9条第9項」に改め、同条第1号中「第9条第6項」を「第9条第7項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第5条第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第5条の2第5号中「第19条第1項」を「第19条第1項から第4項まで」に改め、同条第6号中「同条第3項」を「同条第6項」に改め、同条第8号中「同条第4項の規定による」の次に「サービス等利用計画案の提出の請求、同条第6項の規定による支給要否決定、同条第7項の規定による」を加え、「同条第5項」を「同条第8項」に改め、同条中第14号及び第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 法第47条の2第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する連絡調整又は援助に関すること。

第5条の2中第61号を第79号とし、同号の前に次の1号を加える。

(78) 施行規則第65条の9の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請書の受理に関する事。

第5条の2中第60号を第77号とし、第48号から第59号までを17号ずつ繰り下げ、第46号及び第47号を削り、第45号を第64号とし、第36号から第44号までを19号ずつ繰り下げ、第35号を第52号とし、同号の次に次の2号を加える。

(53) 施行令第26条の7の規定による地域相談支援給付決定障害者の氏名等の変更の届出の受付に関する事。

(54) 施行令第26条の8の規定による地域相談支援受給者証の再交付に関する事。

第5条の2中第34号を第51号とし、第33号を第50号とし、第32号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

(49) 法第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する事。

第5条の2中第31号を第47号とし、第19号から第30号までを16号ずつ繰り下げ、第18号を第17号とし、同号の次に次の17号を加える。

(18) 法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定に関する事。

(19) 法第51条の6第1項の規定による地域相談支援給付決定に係る申請の受付に関する事。

(20) 法第51条の7第1項の規定による給付要否決定に関する事。

(21) 法第51条の7第2項の規定による給付要否決定に当たっての甲府市自立支援給付認定審査会等への意見聴取に関する事。

(22) 法第51条の7第4項の規定によるサービス等利用計画案の提出の請求に関する事。

(23) 法第51条の7第7項の規定による地域相談支援給付量の決定に関する事。

(24) 法第51条の7第8項の規定による地域相談支援受給者証の交付に関する事。

(25) 法第51条の9第1項の規定による地域相談支援給付決定の変更の申請の受付に関する事。

(26) 法第51条の9第2項の規定による地域相談支援給付決定の変更の決定及び地域相談支援受給者証の提出の請求に関する事。

(27) 法第51条の9第4項の規定による地域相談支援受給者証への記載及び返還に関する事。

(28) 法第51条の10第1項の規定による地域相談支援給付決定の取消しに関する事。

(29) 法第51条の10第2項の規定による地域相談支援受給者証の返還の請求に関する事。

(30) 法第51条の14第1項の規定による地域相談支援給付費の支給に関する事。

(31) 法第51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付費の支給に関する事。

(32) 法第51条の17第1項の規定による計画相談支援給付費の支給に関する事。

(33) 法第51条の18第1項の規定による特例計画相談支援給付費の支給に関する事。

(34) 法第51条の26第2項の規定による指定特定相談支援事業者が事業の廃止又は休止をした際便宜の提供が円滑に行われるための連絡調整又は援助に関する事。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年1月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市規則第2号

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市児童福祉法施行細則（平成15年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年厚生省令第11号」を「昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。」に改める。

第7条中「第7号様式」を「第26号様式」に改め、同条を第18条とする。

第6条第2項中「第6号様式」を「第25号様式」に改め、同条を第17条とする。

第5条を第16条とする。

第4条中「第5号様式」を「第24号様式」に改め、同条を第15条とする。

第3条中「よる」を「よる障害児通所支援又は」に、「第4号様式」を「第23号様式」に改め、同条を第14条とする。

第2条の見出しを「（障害児通所支援又は障害福祉サービスに関する措置）」に改め、同条第1項中「基づき」を「基づき障害児通所支援又は」に、「障害福祉サービス委託依頼書（第1号様式）」を「障害児通所支援・障害福祉サービス委託依頼書（第20号様式）」に、「当該」を「当該障害児通所支援又は」に改め、同条第2項中「対する当該」を「対する当該障害児通所支援又は」に改め、同条第3項中「障害福祉サービス提供決定通知書（第2号様式）」を「障害児通所支援・障害福祉サービス提供決定通知書（第21号様式）」に、「障害福祉サービス提供委託決定通知書（第3号様式）」を「障害児通所支援・障害福祉サービス提供委託決定通知書（第22号様式）」に改め、同条を第13条とし、第1条の次に次の11条を加える。

（障害児通所給付費の支給の申請）

第2条 省令第18条の6第1項の申請書は、障害児通所給付費支給等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）とし、世帯状況・収入等申告書（第2号様式）を添付して申請しなければならない。

（障害児通所給付費の支給要否の決定の通知）

第3条 法第21条の5の7第1項の規定により、障害児通所給付費の支給を行う旨の決定をしたときは障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第3号様式）により、障害児通所給付費の支給を行わない旨の決定をしたときは障害児通所給付費支給申請等却下決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（通所受給者証及び肢体不自由児通所医療受給者証）

第4条 法第21条の5の7第9項の通所受給者証は、通所受給者証（第5号様式）とする。

2 福祉事務所長は、法第21条の5の28第1項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給の決定をしたときは、肢体不自由児通所医療受給者証（第6号様式）を交付するものとする。

3 省令第18条の6第10項の申請書は、通所受給者証再交付申請書（第7号様式）とする。

（障害児通所給付費の支給の変更の申請等）

第5条 省令第18条の21の申請書は、障害児通所給付費支給等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書とする。

2 福祉事務所長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給決定の変更を行う旨の決定をしたときは障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（第8号様式）により、支給決定の変更を行わない旨の決定をしたときは障害児通所給付費支給変更申請却下決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

3 省令第18条の6第7項の届出書は、障害児通所給付費支給等申請内容変更届出書（第10号様式）とする。

（障害児通所給付費の支給決定の取消しの通知）

第6条 省令第18条の24第1項の規定による通知は、障害児通所給付費支給決

定取消通知書（第11号様式）により行うものとする。

（特例障害児通所給付費の支給の申請等）

第7条 省令第18条の5第1項の申請書は、特例障害児通所給付費支給申請書（第12号様式）とする。

2 法第21条の5の7第1項の規定により、特例障害児通所給付費の支給の要否の決定をしたときは、特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（特例障害児通所給付費の額）

第8条 法第21条の5の4第2項の特例障害児通所給付費の額は、同項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされる額とする。

（障害児通所給付費等の額の特例の申請等）

第9条 法第21条の5の11第1項の規定により読み替えて適用する法第21条の5の3第2項の市町村が定める額は、市長が別に定める。

2 法第21条の5の11第2項の規定により読み替えて適用する法第21条の5の4第2項の市町村が定める額は、市長が別に定める。

3 法第21条の5の11第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする通所給付決定保護者は、障害児通所給付費等の額の特例認定申請書（第14号様式）に、同条第1項の規定による認定に係る事実を証する書類を添付して福祉事務所に申請しなければならない。

4 福祉事務局長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、その結果を障害児通所給付費等の額の特例決定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（高額障害児通所給付費の支給の申請等）

第10条 省令第18条の26第1項の申請書は、高額障害児通所給付費支給申請書（第16号様式）とする。

2 福祉事務局長は、前項の申請書の提出があったときは、高額障害児通所給付費の支給の要否を決定し、高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（第17号様式）により通知するものとする。

（障害児相談支援給付費の支給の申請等）

第11条 省令第25条の26の3第1項の申請書は、障害児通所給付費支給等申

請書兼利用者負担額減額・免除等申請書とする。

2 福祉事務局長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、その結果を障害児相談支援給付費支給（不支給）通知書（第18号様式）により通知するものとする。

（障害児相談支援給付費の支給の取消しの通知）

第12条 省令第25条の26の4第2項の規定による通知は、障害児相談支援給付費支給取消通知書（第19号様式）により行うものとする。

第7号様式中「第7条関係」を「第18条関係」に、

「不服の申立て及び取消し訴訟

1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、甲府市福祉事務局長に対して異議申立てをすることができます。

2 また、この処分については、上記1の異議申立てを行ったか否かにかかわらず、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定の通知を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を

「不服申立て及び取消訴訟

1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。」

に改め、同様式を第26号様式とする。

第6号様式中「第6条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第25号様式とする。

第5号様式中「第4条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を第24号様式とする。

第4号様式中「第3条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を第23号様式とする。

第3号様式中「第2条関係」を「第13条関係」に、「障害福祉サービス提供委託決定通知書」を「障害児通所支援・障害福祉サービス提供委託決定通知書」に、「障害福祉サービス」を「障害児通所支援又は障害福祉サービス」に、

「サ ー ビ ス の 種 類 ・ 内 容 」	委 託 す る 障 害 福 祉	を	「支 援 等 の 種 類 ・ 内 容 」	支 援 す る 障 害 児 通 所	に改め、同様式を第22号様式とする。
--	--------------------------------------	---	---	---	--------------------

第2号様式中「第2条関係」を「第13条関係」に、「障害福祉サービス提供決定通知書」を「障害児通所支援・障害福祉サービス提供決定通知書」に、「障害福祉サービス」を「障害児通所支援又は障害福祉サービス」に、

「サ ー ビ ス の 種 類 ・ 内 容 」	決 定 し た 障 害 福 祉	を	「支 援 等 の 種 類 ・ 内 容 」	支 援 す る 障 害 児 通 所	に改め、同様式を第21号様式とする。
--	--------------------------------------	---	---	---	--------------------

「支 援 等 の 種 類 ・ 内 容 」	決 定 し た 障 害 福 祉	を	「支 援 等 の 種 類 ・ 内 容 」	支 援 す る 障 害 児 通 所	に改め、同様式を第21号様式とする。
---	--------------------------------------	---	---	---	--------------------

第1号様式中「第2条関係」を「第13条関係」に、「障害福祉サービス委託依頼書」を「障害児通所支援・障害福祉サービス委託依頼書」に、「障害福祉サ

「サ ー ビ ス の 種 類 ・ 内 容 」	委 託 す る 障 害 福 祉	を	「支 援 等 の 種 類 ・ 内 容 」	支 援 す る 障 害 児 通 所	に改め、同様式を第20号様式とし、附則の次に次の19様式を加える。
--	--------------------------------------	---	---	---	-----------------------------------

に改め、同様式を第20号様式とし、附則の次に次の19様式を加える。

第1号様式（第2条、第5条、第11条関係）  
（表面）

障害児通所給付費支給等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

（あて先）甲府市福祉事務所長  
次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日

（新規・変更・更新）

1 サービスの申請 ※ 太枠内を記入又は当てはまるものに○若しくは□に✓をしてください。

申請者	フリガナ	生年月日		年 月 日
	氏名			
申請者	居住地	〒		
		電話番号		
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ	生年月日		年 月 日
		申請者との続柄		
手帳等	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当等支給証明書 判定意見書・診断書等※1	
健康保険証 ※医療型児童発達支援申請者のみ	記号及び番号	保険者及び番号		
現在のサービスの利用状況	受給者証番号			
	障害児通所給付	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
	障害児相談支援	障害児相談支援 (事業所名)		
	地域生活支援事業	移動支援事業	日中一時支援事業	その他
申請するサービスの種類・内容	障害児通所給付	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
	障害児相談支援	<input type="checkbox"/> 障害児相談支援給付費の支給を申請します。		
留意	【申請に係る具体的内容・意向】 支給量変更無 支給量変更 追加・取消			
	申請者氏名	Ⓣ 支給申請に係る障害児氏名		

裏面へ

※1 手帳を有しない又は手当等を受給していない障害児の場合、児童相談所等の判定意見書若しくは医師の診断書等

課税用欄			
年	月	日	チェック欄 入 力 発 行 送
担	当	係	
長			課
長			長
			(決定)

（裏面）

主治医	フリガナ	医療機関名	受診科名	科
	主治医氏名			
所在地	電話番号		定期受診	最終受診日
			有 無	年 月 日
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者（保護者）			調査等に関する希望 （場所・時間等）
	<input type="checkbox"/> 申請者（保護者）以外			
	氏名	申請者との関係		
調査等の連絡先	居住地（所在地）			電話番号
	電話番号			
	<input type="checkbox"/> 申請書提出者（保護者）			
調査等の連絡先	<input type="checkbox"/> 同居家族			申請者との関係
	氏名			
	<input type="checkbox"/> その他			
調査等の連絡先	氏名			申請者との関係
	居住地（所在地）			
	電話番号			

新規・利用者負担額の変更・支給期間終了による更新申請は以下も記入。

2 利用者負担額認定等に係る申請

I 負担上限月額に関する認定  
下記の区分の適用を申請します。（当てはまるものに○をつけてください。）

- 生活保護受給世帯
- 市町村民税非課税世帯に属する者
- 市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）に属する者
- 上記の1から3までのいずれにも該当しない者

II 生活保護への移行予防措置に関する認定  
生活保護への移行予防措置を申請します。

定率負担減免措置  特例補足給付

※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

問い合わせ先

第2号様式（第2条関係）

世帯状況・収入等申告書

申告年月日 年 月 日

(あて先)  
甲府市福祉事務所長

申告者（申請者）  
住所  
氏名

次のとおり申告します。  
世帯の状況等について

	氏名	生年月日	障害児との関係	市町村民税 課税・非課税の別	
				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
申請者				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯主				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯員				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
年度世帯市町村民税所得割額の合計額					円

申告書提出者	<input type="checkbox"/> 申告者本人 <input type="checkbox"/> 申告者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申告者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

(記入上の注意)

- 1 収入のうち証明書等があるものは、この申告書に必ず添付してください。
- 2 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入の上この申告書に添付してください。
- 3 不実の申告をした場合は、関係法令により処罰される場合があります。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日

甲府市福祉事務所長 印

障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書  
児童福祉法第21条の5の3の規定に基づく障害児通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等について、同法第21条の5の7の規定により下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定保護者氏名	
支給決定年月日		通所給付決定に係る児童氏名	
負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	
支給決定内容	通所支援の種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	特記事項		

通所 医不 自由 児	公費負担者番号		公費受給者番号	
	肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）の負担上限月額	月額	円	
	上限額の適用期間			

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



障害児通所給付費支給申請等却下決定通知書

年 月 日に申請がありました障害児通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 却下事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 5 号様式 (第 4 条関係)

(一) 通所受給者証	
受給者証番号	
居住地	
刀刃ナ	年 月 日
氏名	
生年月日	年 月 日
刀刃ナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
支給市町村名 及 び 印	

  

(二) 障害児通所給付費の給付決定内容	
支給の種類	年 月 日から 年 月 日まで
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
支給の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

  

(三) 障害児通所給付費の給付決定内容	
支給の種類	年 月 日から 年 月 日まで
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
支給の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

  

(四) 障害児通所給付費の支給内容	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定相対支戻事業所名	モニタリング期間
	予備欄

(表)



第6号様式（第4条関係）

（表）

肢体不自由児通所医療受給者証			
公費負担者番号			
公費受給者番号			
通所給付決定保護者	フリガナ		
	居住地		
	フリガナ	生年月日	
	氏名	年 月 日	
障害児	被保険者証の記号及び番号	保険者名及び番号	
	フリガナ	生年月日	
障害児	氏名	年 月 日	
	負担上限月額	肢体不自由児通所医療 （食事療養を除く。）	月額 円
適用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
交付年月日	年 月 日		
支給市町村名及び印			

（裏）

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってってください。
- 2 医療型児童発達支援を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所に提示してください。
- 3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は、この証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。
- 4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を甲府市福祉事務所に提出してください。
- 5 医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に甲府市福祉事務所にこの証を添えて、医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。
- 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所にその旨を届け出てください。
- 7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、甲府市福祉事務所にご連絡、ご相談ください。  
また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所に届け出てください。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。  
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、甲府市福祉事務所に返してください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を甲府市福祉事務所に返してください。
- 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

第7号様式（第4条関係）

通所受給者証再交付申請書

（あて先）

甲府市福祉事務所長

次のとおり受給者証の再交付を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	居住地	〒 電話番号	
フリガナ 通所給付決定 に係る障害児 氏名	生年月日	年 月 日	
	続 柄		
受給者証 の種類	1 通所受給者証 2 肢体不自由児通所医療 受給者証	受給者 証番号	
申請の理由			

注1 受給者証を破り、又は汚した場合の申請については、現在お持ちの受給者証を添付してください。

2 再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに市に返還してください。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）
フリガナ 氏名	申請者との 関係
住所	〒 電話番号

第8号様式（第5条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長

印

障害児通所給付費支給変更決定通知書兼  
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等の変更について、児童福祉法第21条の5の8の規定に基づき、下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定保 護者氏名	
変更年月日		通所給付決定に 係る障害児氏名	
変 更 の 内 容	サービスの種類	変更前の支給量	変更後の支給量
利用者負担上限月額			

受給者証を甲府市福祉事務所に提出してください。

受給者証の提出先

受給者証の提出期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第9号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



障害児通所給付費支給変更申請却下決定通知書

年 月 日に申請された障害児通所給付費及び利用者負担額減額・免除等の変更の申請については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 却下事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

甲府市福祉事務所長

障害児通所給付費支給等申請内容変更届出書

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ 通所給付決定 保護者氏名		生年 月 日	年 月 日
居住地	〒 電話番号		
フリガナ 通所給付決定 に係る障害児 氏名		続柄 生年 月 日	年 月 日

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 支給決定保護者 <input type="checkbox"/> 支給決定保護者以外（下の欄に記入）		
フリガナ 氏名		本人と の関係	
住所	〒 電話番号		

変更事項 （該当に○ をして下さい。）	通所給付決定保護 者に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である障害 児に関する事	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との 続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

第 1 1 号様式 (第 6 条関係)

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



障害児通所給付費支給決定取消通知書

児童福祉法第 2 1 条の 5 の 9 第 1 項の規定により、次のとおり支給決定を取り消したので通知します。

受給者証番号		通所給付決定に係る障害児氏名	
通所給付決定保護者氏名		支給決定取消日	
取消理由			

受給者証を甲府市に返還してください。

返還先

返還期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 2 号様式 (第 7 条関係)

特例障害児通所給付費支給申請書  
( 年 月分)

(あて先)  
甲府市福祉事務所長

次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			受給者証番号			
	氏名						
	生年月日	年	月	日			
	居住地	〒		電話番号			
	フリガナ			生年月日	年	月	日
	通所給付決定に係る障害児氏名			続柄			
	特例障害児通所給付費 請求額				円		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ		申請者との関係
氏名		
住所	〒	電話番号

注 この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

上記に関する障害児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行	本店	種目	1 普通	2 当座	3 その他
	信用金庫	支店		口座番号		
	信用組合	支所				
	農協	出張所				
	金融機関コード	店舗コード				
	フリガナ					
	口座名義人					

福祉事務所記入欄

領収証確認欄	サービス提供証明書確認欄	備考

第13号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

様

甲府市福祉事務所長



児童福祉法第21条の5の4の規定に基づく特例障害児通所給付費等の支給について、同法第21条の5の7の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

受給者証番号	申請者氏名
--------	-------

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
特例障害児通所給付費申請額	円		
支給決定の内容			
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給・減額の理由			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第14号様式（第9条関係）

障害児通所給付費等の額の特例認定申請書

(あて先)  
甲府市福祉事務所長

申請年月日 年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	住所 電話番号	受給者証番号
	通所給付決定保護者氏名	生年月日 年 月 日
	通所給付決定に係る障害児氏名	生年月日 年 月 日
申請理由	(該当する理由に○を付してください。) 1 受給者又は主生計維持者が、震災、風水害、火災その他により、住宅、家財、財産に著しい損害を受けた 2 主生計維持者の死亡又は心身に重大な障害、長期入院により著しく収入が減少 3 主生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、損失、失業等により著しく減少 4 主生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少 なお、上記を証明する書類については別添のとおりです。	

申請者と異なる場合のみ記入

提出者	住所 電話番号	申請者との関係	
		※課記入欄 受付日 年 月 日	受付印

第15号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

障害児通所給付費等の額の特例決定通知書  
様

甲府市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった障害児通所給付費等の額の特例について、次のとおり決定しましたので通知します。

受給者	住所	受給者証番号
	電話番号	
	氏名（障害児保護者）	生年月日 年 月 日
	指名（障害児）	生年月日 年 月 日
決定内容	<input type="checkbox"/> 減額・免除を認定する。	<input type="checkbox"/> 減額・免除を認定しない。
	適用年月日 年 月 日から	理由
	有効期限 年 月 日まで	
	減額・免除認定事項	

(注) 減額・免除を認定された場合には、障害児通所支援を利用の際に本通知を事業者等に提示してください。

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先

第16号様式（第10条関係）

年 月 日

(あて先)  
甲府市福祉事務所長

高額障害児通所給付費支給申請書

関係書類を添えて、次のとおり高額障害児通所給付費の支給を申請します。

フリガナ	①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法		
申請者氏名 (通所給付決定 保護者等氏名)	印	制度 受給者証番号又は被 保険者証番号	
生年月日	年 月 日		
居住地	〒	電話番号	
フリガナ	続柄		
通所給付決定に 係る障害児氏名	生年月日	年 月 日	
通所支援利用月の世帯における対象費 用の支払合計額		申請に係る 通所支援利 用月	
通所支援利用月の申請者の対象費用の 支払合計額		年 月 分	
給同 付一 決定 帯に 属す 者等 他の	氏名	生年月日	①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法 制度 受給者証番号又は被保険者証番号

注1 支払額を証する領収書を添付してください。

注2 申請者と同一世帯の他の給付決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害児通所給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	
	フリガナ			
	口義人			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒	電話番号	

第17号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長 

高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった高額障害児通所給付費の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者氏名		制度	受給者証番号又は被保険者証番号
通所給付決定に係る障害児の氏名			

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
申請者支払額	円	申請に係る通所給付利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第18号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長 

障害児相談支援給付費支給（不支給）通知書

児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

受給者証番号			
通所支給決定保護者氏名		通所支給決定に係る障害児氏名	
支給の可否	可 ・ 否		
支給する	支給期間	年 月 ～ 年 月	
	モニタリング期間		
支給しない	支給しない理由		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。

第19号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



障害児相談支援給付費支給取消通知書

児童福祉法施行規則第25条の26の4第2項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

受給者証番号			
支給取消に係る保護者氏名		支給取消に係る障害児氏名	
支給取消日	年 月 日		
取消理由			
通所受給者証提出先及び提出期限	提出先： 提出期限： 年 月		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市児童福祉法施行細則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

甲府市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年1月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第3号

甲府市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者自立支援法施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第1項」を「第7条第1項及び第34条の31第1項」に、「介護給付費・訓練等給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（新規・変更・更新）」を「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に、「とする」を「とし、世帯状況・収入等申告書（第2号様式）を添付して申請しなければならない」に改める。

第3条を次のように改める。

（地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の支給の申請）

第3条 施行規則第34条の31第1項及び第34条の54第1項に規定する申請書は、介護給付費・訓練等給付・地域相談支援給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書とする。

第3条の2を削る。

第5条及び第5条の2を次のように改める。

（介護給付費等の支給要否の決定の通知等）

第5条 法第22条第1項又は第51条の7第1項の規定により、介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給を行う旨の決定をしたときは介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第4号様式）により、介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給を行わない旨の決定をしたときは介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給等却下決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(計画相談支援給付費の支給要否の決定の通知)

第5条の2 施行規則第34条の54第2項の規定により、計画相談支援給付費を支給し、又は支給しない旨の決定をしたときは、計画相談支援給付費支給(不支給)通知書(第5号様式の2)により通知するものとする。

第6条を削る。

第7条中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(療養介護医療受給者証)

第7条 福祉事務所長は、法第70条第1項に規定する介護給付費に係る支給決定を受けた者に対し、療養介護医療受給者証(第6号様式の2)を交付するものとする。

第9条を削り、第8条中「第17条」を「第17条及び第34条の44」に、「介護給付費・訓練等給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(新規・変更・更新)」を「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(地域相談支援受給者証)

第8条 法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証は、地域相談支援受給者証(第7号様式)とする。

第11条中「第18条第1項」を「第18条第1項及び第34条の45第1項」に、「介護給付費・訓練等給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費支給等変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に、「介護給付費・訓練等給付費支給等変更申請却下決定通知書」を「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費支給等変更申請却下決定通知書」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「第20条第1項」を「第20条第1項及び第34条の49」に、「介護給付費・訓練等給付費等支給決定取消通知書」を「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給決定取消通知書」に改める。

第13条の2の見出し中「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費」に改め、同条中「第32条の4第2項」を「第34条の55第2項」に、「サービス利用計画作成費不支給決定通知書」を「計画相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

第14条中「第22条」を「第22条及び第34条の48」に、「障害福祉サービス申請内容変更届」を「障害福祉サービス等申請内容変更届」に改める。

第15条中「第23条第1項」を「第23条第1項及び第34条の50第1項」に改める。

第16条の見出し中「又は特例訓練等給付費」を「、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費等」に改め、同条中「第31条第1項」を「第31条第1項及び第34条の53第1項」に、「特例介護給付費・特例訓練等給付費支給申請書」を「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等支給申請書」に改める。

第17条の見出し中「又は特例訓練等給付費」を「、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費等」に改め、同条中「又は特例訓練等給付費」を「、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費等」に、「特例介護給付費・特例訓練等給付費支給(不支給)決定通知書」を「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等支給(不支給)決定通知書」に改める。

第18条及び第18条の2を次のように改める。

(特例介護給付費等の額)

第18条 法第30条第3項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、同項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされる額とする。

2 法第51条の15第2項に規定する特例地域相談支援給付費の額は、同項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされる額とする。

3 法第51条の18第2項に規定する特例計画相談支援給付費の額は、同項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされる額とする。

(介護給付費等の額の特例の申請等)

第18条の2 法第31条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条第3項第2号に規定する市町村が定める額は、市長が別に定める。

2 法第31条第2項の規定により読み替えて適用する法第30条第3項に規定す

る市町村が定める額は、市長が別に定める。

- 3 法第31条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、介護給付費等の額の特例認定申請書（第15号様式の2）に、同条第1項の規定による認定に係る事実を証する書類を添付して福祉事務所に申請しなければならない。
- 4 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、その結果を介護給付費等の額の特例決定通知書（第15号様式の3）により通知するものとする。

第19条の見出し中「高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス等給付費」に改め、同条中「第34条第1項」を「第65条の9の2第1項」に、「高額障害福祉サービス費支給申請書」を「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

第20条の見出し中「高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス等給付費」に改め、同条中「第33条第1項」を「第76条の2第1項」に、「高額障害福祉サービス費の支給」を「高額障害福祉サービス等給付費の支給」に、「高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書」を「高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条、第3条、第9条関係）  
（表面）

介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給申請書兼  
利用者負担減額・免除等申請書

（あて先）甲府市福祉事務所長  
次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日  
（新規・変更・更新）

1 サービスの申請 ※ 太枠内を記入又は当てはまるものに○若しくは□に✓をしてください。

申請者	フリガナ	生年月日		年 月 日	
	氏名				
申請者	居住地	〒 電話番号			
	フリガナ	生年月日		年 月 日	
支給申請に係る障害児氏名		申請者との続柄			
手帳等	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳 障害年金・自立支援医療受給者証 診断書・特別給付金 ※1	特別児童扶養手当等受給証明書 判定意見書※2	
障害年金受給の有無	無・有（受給している障害年金の等級 1級 2級 3級）				
健康保険証 ※療養介護申請者のみ	記号及び番号			保険者及び番号	
現在のサービスの利用状況	障害福祉サービス受給者証番号			障害程度区分認定	無 有
	地域相談支援受給者証番号				
介護給付	居宅介護【身体介護 家事援助 乗降介助 通院等介助】 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援				
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） 就労継続支援（A型：雇用あり・なし、B型） 就労移行支援、就労移行支援（養成施設） 共同生活援助（グループホーム）				
地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援（事業所名）				
相談支援給付	計画相談支援 障害児相談支援（事業所名）				
地域生活支援事業	移動支援事業 地域活動支援センター事業 日中一時支援事業 その他				
介護保険	要介護認定	無・有（非該当 要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5）・申請中			
	利用中のサービス	無・有 サービスの種類			
申請するサービスの種類・内容	介護給付	居宅介護【身体介護 家事援助 乗降介助 通院等介助】 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援			
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） 就労継続支援（A型：雇用あり・なし B型） 就労移行支援、就労移行支援（養成施設） 共同生活援助（グループホーム）			
相談支援給付	□ 地域相談支援給付費を申請する。 [ 地域移行支援 地域定着支援 ] □ 計画相談支援給付費を申請する。				
同意	【申請に係る具体的内容・意向】 支給量変更無 支給量変更 追加・取消 区分変更併用				
裏面へ	私（共）に係る支給決定に関する事項について、関係部署、官公署、関係機関、関係者等に甲府市福祉事務所長が調査すること及びサービス等利用計画を作成するため必要があるときは、障害程度区分認定調査票、概況調査票等の調査票、医師意見書等を、指定特定相談支援事業者等に資料として提供することに同意します。 申請者氏名 ⑧ 支給申請に係る障害児氏名				

裏面へ

※1 精神障害者保健福祉手帳のない精神障害者のみ、精神障害を事由に受給していること又は精神障害者であることが確認できる内容のもの	課使用欄		チェック欄
	担当	係長	
※2 手帳を有しない、又は手当等を受給していない障害児の場合、児童相談所の判定意見書等	年 月 日		入力
	係長		
			決定
			発行
			送

(裏面)

主治医	フリガナ	医療機関名	科
	主治医氏名	受診科名	
所在地	電話番号		定期受診
			有 無
申請書提出者	調査等に関する希望 (場所・時間等)		最終受診日
			年 月 日
調査等の連絡先	申請者(本人) 申請者との関係		氏名
	氏名		
申請者(本人) 申請書提出者	居住地(所在地) 電話番号		氏名
	氏名		
同居家族	申請者との関係		氏名
	氏名		
その他	申請者との関係		氏名
	居住地(所在地) 電話番号		

新規・利用者負担額の変更・支給期間終了による更新申請は以下も記入。

2 利用者負担の軽減・減免等の申請

申請する軽減・減免等の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。(当てはまるものに○をつけてください。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の年間の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯(障害者:所得割16万円未満、障害児:所得割28万円未満)に属する者 5 上記の1から4までのいずれにも該当しない者
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。 【20歳以上の方】 【20歳未満の方】 1 療養介護利用者であること。 1 療養介護利用者であること。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食事等軽減措置) 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 【20歳以上の方】 【20歳未満の方】 1 施設入所者であること。 1 施設入所者であること。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者 (注)対象施設は、介護給付費となる入所施設(障害者支援施設)
	<input type="checkbox"/> IV グループホーム等入居者(注)に対する特定障害者特別給付金(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注)対象事業所は、共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)
	<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置に関する認定 生活保護への移行予防措置を申請します。 <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(問い合わせ先)

第2号様式中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

第4号様式から第5号様式の2までを次のように改める。

第4号様式(第5条関係)

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長

印

介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年月日に申請のありました(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費)の支給及び利用者負担額減額・免除等について、(障害者自立支援法第22条、第29条第4項、第34条、第51条の7及び第54条の14)の規定に基づき、次のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

障害福祉サービス受給者証番号		地域相談支援受給者証番号	
支給決定障害者(保護者)氏名		支給決定に係る児童氏名	
障害程度区分		有効期間	
支給決定日			

支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
利用者負担上限月額		円	左の上限月額の適用期間
特定障害者特別給付費(施設入所支援)	日額	円	左の給付費の適用期間
特定障害者特別給付費(共同生活介護・共同生活援助・重度障害者等包括支援)	月額	円	左の給付費の適用期間

療養介護医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	療養介護医療費(食事療養(生活療養)を除く。)の負担上限月額	月額	円	食事療養(生活療養)の負担上限月額
	上限額の適用範囲			月額

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として(訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給等却下決定通知書

年 月 日に申請された（介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費）の支給及び利用者負担額減額・免除等については、次のとおり却下することに決定しましたので通知します。

1 却下事項

2 却下の理由

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式の2（第5条の2関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



計画相談支援給付費支給（不支給）通知書

障害者自立支援法第51条の17第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給について、次のとおり通知します。

受給者証番号			
支給決定障害者 （保護者）氏名		支給決定に係 る児童氏名	
支給の可否		可 ・ 否	
支給する	支給期間	年 月 ～ 年 月	
	モニタリング 期間		
支給しない	支給しない理由		

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。

第6号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式(表)中

旧法施設支援	
サービス種別	
支給量等	障害程度区分
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	障害程度区分
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

予備欄
-----

に、

サービス利用計画作成費の支給内容	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定相談支援事業所名	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
支給額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	年 月 から 年 月 まで
指定特定相談支援事業所名	

モニタリング期間	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支給額	円/日
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円/月
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

に、

利用者負担割合(原則)	1割	利用者負担上限月額
-------------	----	-----------

円	を	円	
		利用者負担 上限月額	

に改め、同様式

(裏)中「児童デイサービス事業者記入欄」を「訪問系サービス事業者記入欄」に、「金額は、」を「金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が)に、「の1割」を「の総額の1割相当を超えるとときは、1割相当の額)」に改め、「また、食事等に要する費用について、特定障害者特別給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。」を削り、「生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・旧法施設支援(通所)事業者記入欄」を「生活介護・自立訓練・就労移行支援・療養介護・共同生活介護・共同生活援助・就労継続支援事業者記入欄」に、「施設入所支援・旧法施設支援(入所)事業者記入欄」を「療養介護・共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2（第7条関係）

（表）

療養介護医療受給者証			
公費負担者番号			
公費受給者番号			
支給決定障害者	フリガナ		
	居住地		
	フリガナ	生年月日	
	氏名	年 月 日	
	被保険者証の記号及び番号	保険者名及び番号	
負担上限月額	療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く。）	月額	円
	食事療養（生活療養）	月額	円
適用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
交付年月日	年 月 日		
支給市町村名及び印			

（裏）

注意事項
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってってください。</p> <p>2 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。</p> <p>3 療養介護医療の負担上限月額は、この証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（※医療型個別減免等の認定を受けた場合には、減免後の額が表示されています。）。</p> <p>4 療養介護医療の負担上限月額は、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期にこの証と認定に必要な関係書類を甲府市福祉事務所に提出してください。</p> <p>5 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に甲府市福祉事務所にこの証を添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。</p> <p>6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて甲府市福祉事務所にその旨を届け出てください。</p> <p>7 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に甲府市福祉事務所にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所に届け出てください。</p> <p>8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、甲府市福祉事務所に返還してください。</p> <p>9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を甲府市福祉事務所に返還してください。</p> <p>10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p>

第7号様式を次のように改める。



第9号様式（第11条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長 印

介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費支給等変更決定通知書  
兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました（介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費）の支給及び利用者負担額減額・免除等の変更について、障害者自立支援法第24条及び第29条、第34条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る 障害児氏名	
変更の内容	サービスの種類	変更前の支給量	変更後の支給量
利用者負担上限額月額			

受給者証を甲府市福祉事務所に提出してください。

受給者証の提出先

受給者証の提出期限 年 月 日

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式（第11条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長 印

介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費  
支給等変更申請却下決定通知書

年 月 日に申請された（介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費）の支給決定の変更及び利用者負担額減額・免除等の変更の申請については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 却下事項

2 却下の理由

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。





		支援給付費申請額
特例訓練等給付費・特給付費・特例地域相談	円	に改める。

第15号様式の3中「給付率」及び「/100」を削る。

第16号様式中「高額障害福祉サービス費支給申請書」を「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「高額障害福祉サービス費の」を「高額障害福祉サービス等給付費の」に、「高額障害福祉サービス費等」を「高額障害福祉サービス等給付費」に、身体障害者福祉法③知的障害者福祉法④を「児童福祉法③」に改める。

第17号様式中「高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書」を「高額

障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、

申請者氏名
-------

支給の根拠となる制度の受給者証番号 ①障害者自立支援法②身体障害者福祉法③知的障害者福祉法		を
制 度	受給者証番号	

申請者氏名	制 度	受給者証
-------	-----	------

番号

に改める。

第20号様式中

「1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、甲府市福祉事務所長に対して異議申立てをすることができ

ます。

2 この処分については、上記1の異議申立てを行ったか否かにかかわらず、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、決定の通知を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を  
「1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。」

に改める。

第23号様式及び第31号様式中

「1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、甲府市福祉事務所長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分については、上記1の異議申立てを行ったか否かにかかわらず、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、決定の通知を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を  
「1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。」

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市障害者自立支援法施行細則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

## 告示

甲府市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成25年1月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 介護保険事業所番号 | 1990100404                                      |
| 2 事業所の名称    | 共用型グループホーム飯田                                    |
| 3 事業所の所在地   | 甲府市飯田三丁目5番3号                                    |
| 4 当該事業所の申請者 | 千葉県習志野市東習志野市三丁目1番22号<br>医療法人社団 小羊会<br>理事長 長沼 信治 |
| 5 サービスの種類   | 共用型認知症対応型通所介護<br>共用型介護予防認知症対応型通所介護              |
| 6 指 定 年 月 日 | 平成25年1月1日                                       |

甲府市告示第2号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年1月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 書類名       | 配当計算書（謄本） 税発第2672号<br>充当通知書 税発第2673号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次                                |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課                     |

甲府市告示第3号

公募方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり公募申込書の提出を招請します。

平成25年1月7日

甲府市長 宮島雅展

- 1 業務名  
甲府市通所型介護予防事業
- 2 業務概要  
元気アップチェック（基本チェックリスト）により把握された二次予防事業の対象者（元気アップ高齢者）に対し、次の介護予防プログラムを通所型で実施する。  
  - (1) 元気運動教室（運動機能の向上・器械あり）
  - (2) 元気運動教室（運動機能の向上・器械なし）
  - (3) わっはっ歯教室（口腔機能の向上）
  - (4) 栄養まんてん教室（栄養改善）
- 3 事業期間  
平成25年4月1日～平成27年3月31日  
委託期間は単年契約とする。
- 4 参加資格要件  
次の全ての条件を満たす者とする。  
  - (1) 募集エリア内の会場で別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 実施要領等の配付  
期間：平成25年1月7日（月）～1月25日（金）午後5時まで※  
※日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く  
場所：山梨県甲府市相生二丁目17-1 甲府市役所相生仮本庁舎3号館1階  
高齢者福祉課窓口（3番）
- 6 公募申込書等の提出期限及び提出場所  
募集要領参照
- 7 主催及び事務局

主催者：甲府市  
 事務局：甲府市役所福祉部高齢者福祉課  
 山梨県甲府市相生二丁目17-1  
 電話：055-237-5484（直通）

甲府市告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月7日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字天神1218番1から1218番10まで、1276番2の一部、1287番2、1288番2の一部  
以上13筆及び道
- 2 公共施設の種類の位置  

公共施設の種類の位置	道路、ゴミ置場
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市住吉四丁目3番32号  
株式会社 明光土地開発  
代表取締役 古屋光徳

（別添図省略）

甲府市告示第5号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年1月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 2 発送日 平成24年12月3日
- 3 項目 平成24年度国民健康保険料6期～9期分
- 4 納期限 平成25年1月4日  
(納期限を平成25年1月31日に再指定)  
平成25年1月31日 平成25年2月28日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関  
甲府市収納代理金融機関  
ゆうちょ銀行・郵便局  
甲府市税務部収納管理室収納課  
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課  
総合行政窓口センター
- 6 納付義務者 別紙のとおり(3件)

(別紙省略)

甲府市告示第6号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者自立支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成25年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人清長会 甲府市下帯那町 3215-1	短期入所事業所 千代田荘 甲府市下帯那町 3215-1	平成24年12月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930101223
社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	甲府市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所	平成24年12月1日	指定計画相談支援	身体障害者・知的障害者・	1930101231

甲府市幸町15-6	甲府市幸町15-6			精神障害者	
-----------	-----------	--	--	-------	--

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人清長会 甲府市下帯那町 3215-1	短期入所事業所 千代田荘 甲府市下帯那町 3215-1	平成24年12月1日	指定障害児相談支援	特定なし	1970101216

甲府市告示第7号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物件

- (1) 業務名 甲府市新庁舎広告付き案内地図設置業務
- (2) 設置場所及び予定価格  
設置場所 甲府市役所新庁舎敷地北西公示板隣  
所在地 甲府市丸の内一丁目18番1号  
予定価格 公表しない。
- (3) 事業の概要 仕様書等のとおり
- (4) 設置期間 平成25年3月29日(予定)～平成30年3月31日  
※設置期間は、新庁舎の工事の進捗により変更となる場合がある。

2 一般競争入札参加資格

- 次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができる。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
  - (2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。
  - (3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。
  - (4) 過去3年間において、官公庁又は民間企業における、施設壁面等の広告について掲出した実績を有する者  
※使用許可書、契約書等の写しを提出のこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間及び時間

ア 平成25年1月16日（水）から平成25年1月24日（木）まで  
（土曜日、日曜日は除く。）

イ 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）

(2) 配付場所及び問い合わせ先

甲府市相生二丁目17-1  
甲府市役所総務部契約管財室管財課  
電話055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年1月31日（木） 午後2時30分

(2) 場 所 甲府市相生二丁目17-1  
甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格がない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる要件を満たさなくなった者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格（最低貸付料）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定する。

7 その他

- (1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金：免除  
(3) 契約書作成の要否：要  
(4) 仕様説明会は行わない。  
(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第8号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物件

- (1) 業務名 甲府市新庁舎広告付き大型モニター等設置業務  
(2) 設置場所及び予定価格  
設置場所 甲府市役所新庁舎1階総合案内所内壁面  
所在地 甲府市丸の内一丁目18番1号  
予定価格 公表しない。  
(3) 事業の概要 仕様書等のおり  
(4) 設置期間 平成25年5月1日～平成30年3月31日

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいづれにも該当しない法人又は個人であること。  
(2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。  
(3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。  
(4) 過去3年間において、官公庁又は民間企業における、施設壁面等の広告について掲出した実績を有する者  
※使用許可書、契約書等の写しを提出すること。  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。  
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間及び時間

ア 平成25年1月16日（水）から平成25年1月24日（木）まで  
（土曜日、日曜日は除く。）

イ 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）

(2) 配付場所及び問い合わせ先

甲府市相生二丁目17-1  
甲府市役所総務部契約管財室管財課

電話 055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年1月31日（木） 午後3時30分

(2) 場 所 甲府市相生二丁目17-1

甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格がない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる要件を満たさなくなった者の入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格（最低貸付料）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定する。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年1月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 農用地利用集積計画の閲覧場所

甲府市増坪町791-1

甲府市産業部農林振興室農業振興課

2 農用地利用集積計画の閲覧期間

告示の日から2週間

甲府市告示第10号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- (1) 入札番号 第3428号
- (2) 物件名 小学校1年生分給食用食器
- (3) 品質・規格・数量など 入札説明書による
- (4) 納入期限 入札説明書による
- (5) 納入場所 入札説明書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を

経過していること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

(9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年1月10日（木）～平成25年1月21日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 平成25年1月10日（木）～平成25年1月21日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時～午後5時

- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年1月31日（木） 午後1時30分

- (2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会は行わない。

- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第11号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- (1) 入札番号 第3429号  
(2) 物件名 朝日悠遊館建設に伴う什器備品  
(3) 品質・規格・数量など 入札説明書による  
(4) 納入期限 入札説明書による  
(5) 納入場所 入札説明書による  
(6) 予定価格 公表しない  
(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。  
(2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品・測量機」で登録されている者であること。  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

### 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年1月10日（木）～平成25年1月21日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 平成25年1月10日（木）～平成25年1月21日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年1月31日（木） 午後1時40分
- (2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100

／105に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第12号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 1 入札対象物品

- (1) 入札番号 第3430号
- (2) 物件名 富士川悠遊館建設に伴う什器備品
- (3) 品質・規格・数量など 入札説明書による
- (4) 納入期限 入札説明書による
- (5) 納入場所 入札説明書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

### 2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件

をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
  - (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品・測量機」で登録されている者であること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
  - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (8) 市税の滞納がない者であること。
  - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成25年1月10日（木）～平成25年1月21日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）  
午前9時～午後5時
  - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
  - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
  - (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 平成25年1月10日（木）～平成25年1月21日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成25年1月31日（木） 午後1時50分
  - (2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

- 5 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
  - (1) 入札保証金：免除
  - (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
  - (3) 契約書作成の要否：要
  - (4) 仕様説明会は行わない。
  - (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類 甲府都市計画地区計画  
向町（1）地区地区計画

- 2 都市計画を定める土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所 甲府市都市建設部計画指導室都市計画課

甲府市告示第14号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年1月10日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第2690号  
 充当通知書 税発第2691号
- 2 送達を受けるべき者 山口 和美
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第15号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年1月11日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第2733号  
 充当通知書 税発第2734号
- 2 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第16号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年1月11日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり  
 (別紙省略)

甲府市告示第17号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年1月16日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第18号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月17日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）34号	
工事名	①橋梁上部工事（市道 宮原2号線）その2 ②（街路-2）配水管添架・布設工事	
工事場所	甲府市宮原町地内	
工事概要	1	工事内容 ①橋長 L=31.0m 幅員 W=15.8m

		橋梁上部 床版工 一式 橋梁付属物工 一式 橋梁足場等設置工 一式 ②SSP(添架管 φ300)35.5m、 DIP.NS(φ300)64m、DIP. K(φ300)1m、DIP.NS(φ 100)33m、仕切弁.NS(φ300) 2基、仕切弁.NS(φ100)2基、仕 切弁.NS(泥吐弁 φ100)1基、空 気弁(φ25)1基、空気弁(φ20)1 基	
2	工期	①平成25年6月26日まで ②平成25年7月31日まで	
3	予定価格(税込み)	54,540,150円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	橋梁上部床版工の実績がある者。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成25年1月17日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成25年1月24日
	3	申請書受付開始日	平成25年1月17日
	4	申請書受付締切日	平成25年1月24日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年1月29日
	6	設計図書配付開始日	平成25年1月17日
	7	設計図書配付締切日	平成25年1月30日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年1月17日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年1月30日
	10	入札及び開札日時	平成25年2月4日

			午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成25年1月31日 午後5時まで
	2	回答	平成25年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第19号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の  
1件の一般競争入札を執行する。  
なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定す  
る総合評価落札方式の工事である。

平成25年1月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札(総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号	(建築)294号
工事名	中央保育所建設(建築主体) 工事

工事場所	甲府市中央三丁目3番		
工事概要	1	工事内容	構造・規模：鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積1,582.31㎡ 用途：保育所 付帯外構工事：敷地造成擁壁 幼児用プール 附属倉庫
	2	工期	平成25年11月15日まで
	3	予定価格（税込み）	313,000,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 AA2者
	3	同種工事施工実績	鉄筋コンクリート造等による保育所又は公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が1億5千万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（Ⅱ）
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年1月17日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年1月24日
	3	申請書受付開始日	平成25年1月17日
	4	申請書受付締切日	平成25年1月24日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年1月29日
	6	設計図書配付開始日	平成25年1月17日
	7	設計図書配付締切日	平成25年1月30日

	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年1月17日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年1月30日
	10	入札日時	平成25年2月4日 午前10時
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年2月7日
	12	開札日時	平成25年2月14日 午前9時
	13	落札者決定日	平成25年2月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年1月31日 午後5時まで
	2	回答	平成25年2月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年2月12日まで
	2	回答	平成25年2月13日
価格以外の評価を修正した場合	公表		平成25年2月13日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる ただし、平成24年度は0円とする。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124
--------	--

甲府市告示第20号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年1月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 295号		
工事名	甲府市地域医療センター建設（建築主体）工事		
工事場所	甲府市幸町14番6号		
工事概要	1	工事内容	規模・構造：鉄骨造3階建て 延べ面積3,230.30㎡ 用途：救急医療センター 付帯工事：地下通路他解体、舗装、植栽、他
	2	工期	平成26年2月28日まで
	3	予定価格（税込み）	669,329,850円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 次の3者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 AAA3者又はAAB3者
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による医療センター又は公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が3億3千万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。

総合評価に関する事項	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載	なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	1	総合評価方式の種類	簡易型（Ⅱ）	
	2	加算点の満点	10	
日程	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年1月17日	
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年1月24日	
	3	申請書受付開始日	平成25年1月17日	
	4	申請書受付締切日	平成25年1月24日	
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年1月29日	
	6	設計図書配付開始日	平成25年1月17日	
	7	設計図書配付締切日	平成25年1月30日	
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年1月17日	
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年1月30日	
	10	入札日時	平成25年2月4日 午前10時5分	
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年2月7日	
	12	開札日時	平成25年2月14日 午前9時5分	
13	落札者決定日	平成25年2月15日		
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載	
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書	
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年1月31日 午後5時まで	
	2	回答	平成25年2月1日	
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年2月12日まで	
	2	回答	平成25年2月13日	
価格以外の評価		公表	平成25年2月13日	

を修正した場合		
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる ただし、1億5千万円（中間前金払を含む。）を限度とする。
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第21号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(内装) 293号	
工事名	甲府市新庁舎ブラインド設置工事	
工事場所	甲府市丸の内一丁目18番1号	
工事概要	1	工事内容 高遮蔽手動横型ブラインド(W=25)設置工事 一式、高遮光手動横型ブラインド(W=25)設置工事 一式、手動縦型ブラインド(W=100)設置工事 一式、電動ロールスクリーン設置工事 一式

	2	工期	平成25年5月2日まで
	3	予定価格(税込み)	45,451,350円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
	1	本店等所在地	甲府市内に本店又は営業所
入札参加資格	2	競争入札参加資格	内装仕上 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の内装工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年1月17日
日程	2	入札説明書等配付締切日	平成25年1月24日
	3	申請書受付開始日	平成25年1月17日
	4	申請書受付締切日	平成25年1月24日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年1月29日
	6	設計図書配付開始日	平成25年1月17日
	7	設計図書配付締切日	平成25年1月30日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年1月17日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年1月30日
	10	入札及び開札日時	平成25年2月4日 午前10時30分
	提出書類	1	参加申請時
2		入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年1月31日 午後5時まで
	2	回答	平成25年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第22号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年1月17日

甲府市長 宮島雅展

1 書類名	甲府市介護保険料更正通知書	
2 発送日	平成24年12月13日	
3 項目	平成24年度介護保険料1期～9期分	
4 納期限	平成24年7月31日	平成24年8月31日
	平成24年10月1日	平成24年10月31日
	平成24年11月30日	平成25年1月4日
	平成25年1月31日	平成25年2月28日
5 納付場所	平成25年4月1日	
	甲府市指定金融機関	
	甲府市収納代理金融機関	
	ゆうちょ銀行 甲府市指定コンビニエンスストア	

- 甲府市税務部収納管理室収納課  
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課  
甲府市総合行政窓口センター  
住所：甲府市北新1丁目4番3号  
名前：（故）上原 稔の相続人  
住所：甲府市上今井町280番地クレール小瀬103  
名前：（故）前田 博の相続人  
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
- 6 送達を受けるべき者
- 7 保管場所

甲府市告示第23号

平成25年1月25日午後1時、次の付議すべき事件について甲府市議会臨時会を甲府市相生二丁目2番17号甲府商工会議所多目的ホールに招集する。

平成25年1月18日

甲府市長 宮島雅展

付議事件

甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月18日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市国玉町字大橋1265番1、1266番1、1266番4、1267番1、1267番3、1269番1  
以上6筆
- 2 公共施設の種類の種類、位置
- |            |         |
|------------|---------|
| 公共施設の種類の種類 | 道路      |
| 位置及び区域     | 別添図のとおり |
- （開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市国玉町1305番地2  
岡嶋正夫

(別添図省略)

甲府市告示第25号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成25年1月21日

甲府市長 宮島雅展

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 事業所名      | ラ・ナシカやまなし                                     |
| 2 事業所の所在地   | 山梨県山梨市小原西8-3                                  |
| 3 申請者       | 福岡県北九州市小倉北区大島1-7-19<br>株式会社シダー<br>代表取締役 山崎 嘉忠 |
| 4 サービスの種類   | 地域密着型特定施設入居者生活介護                              |
| 5 介護保険事業所番号 | 1990200048                                    |
| 6 指定年月日     | 平成25年1月21日                                    |

甲府市告示第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月21日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市桜井町字宮ノ前192番3  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市一宮町東原780-2  
イーストヒルズ202  
塩沢章裕

甲府市告示第27号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年1月24日

甲府市長 宮島雅展

- |             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 書類名       | 平成23年度市県民税随時期督促状<br>平成24年度市県民税第1期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                               |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課                       |

(別紙省略)

甲府市告示第28号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則(平成12年3月規則第21号)第12条の規定により告示する。

平成25年1月24日

甲府市長 宮島雅展

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1 書類名             | 介護保険被保険者証 |
| 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 | 別紙のとおり    |

(別紙省略)

甲府市告示第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月25日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字天神1400番1、1401番6  
以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上町1401-1  
内 藤 周一朗  
内 藤 晴 香

甲府市告示第30号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年1月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 書類名       | 平成24年度軽自動車税督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり         |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

(別紙省略)

甲府市告示第31号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年1月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 土地区画整理組合の名称  
甲府市山宮町土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日  
平成25年1月28日

甲府市告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市和戸町字藤塚352番7、352番8、352番9  
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町唐柏205番地1  
デラベリーテA102  
橋 立 洋 介

甲府市告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市和戸町字満々下257番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市和戸町246番地  
小田切 文 男

甲府市告示第34号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年1月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本） 税発第2889号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 鮎澤 清              |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課  |

---

## 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会1月定例総会を、平成25年1月31日午後3時00分、ホテルクラウンパレス甲府において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成25年1月25日

甲府市農業委員会会長 塩 野 陽 一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成25年2月告示分農用地利用集積計画について

## 上下水道局

### 甲府市上下水道局告示第1号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成25年1月9日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

指定番号 第377号  
指定業者名 横谷設備  
所在地 笛吹市石和町河内259-10  
代表者 横谷正渡

### 甲府市上下水道局告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、甲斐市と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成25年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

甲斐市と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 甲斐市（以下「甲」という。）は、甲斐市下水道条例（平成16年甲斐市条例第145号）第18条に基づく甲府市水道事業給水区域の公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）の徴収に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲府市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 使用料の調定

- (2) 使用料の納入通知
- (3) 使用料の収納
- (4) 使用料の還付
- (5) 使用料の減免
- (6) 使用料の督促

（管理及び執行の方法）

第2条 前条第1号に掲げる委託事務の管理及び執行については、甲斐市下水道条例第18条、甲斐市下水道使用料条例（平成16年甲斐市条例第146号）及び甲斐市下水道使用料条例施行規則（平成16年甲斐市規則第115号）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

（収入の帰属）

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、甲に帰属する。

2 前項の収入の納付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

（収入及び支出の経理）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の清算）

第6条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の清算を行い、その内訳を甲に通知する。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 第2条に定める甲の条例又は規則の全部又は一部を変更しようとする場合においては、甲は、その旨をあらかじめ乙に通知しなければならない。

第8条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の6箇月前までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

### 甲府市上下水道局告示第3号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則

(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併(土木)35号		
工事名	①下水道改良工事(管渠更新H24-2) ②(配甲-5)配水管布設替工事		
工事場所	甲府市相生一丁目地内		
工事概要	1	<p>工事内容</p> <p>①施工延長 管渠更生工(φ600)L=19.70m(φ700) L=78.38m、部分更生(φ700)1箇所、本管布設工(φ600)L=2.4m、取付管更生工(φ150)1箇所、取付管接合部更生工(φ100)1箇所(φ150)3箇所、付帯工一式 ※適用工法については、自立管で公的機関の審査証明を得ている工法とする。 ②DIP.K(φ450)10.5m、DIP.K(φ150)3.5m、仕切弁.K(φ150)1基</p>	
	2	工期 平成25年6月28日まで	
	3	予定価格(税込み) 32,907,000円	
	4	<table border="1"> <tr> <td>分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務</td> <td>適用</td> </tr> </table>	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務
分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用		
入札参加資格	1	本店所在地 甲府市内	
	2	競争入札参加資格 土木一式 A又はB	
	3	<p>同種工事施工実績</p> <p>管更生工事において実績がある者又は下水道管工事で1件の工事請負額が、3,000万円以上の実績がある者。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>	
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載	
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成25年1月17日	

	2	入札説明書等配付締切日	平成25年1月24日
	3	申請書受付開始日	平成25年1月17日
	4	申請書受付締切日	平成25年1月24日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年1月29日
	6	設計図書配付開始日	平成25年1月17日
	7	設計図書配付締切日	平成25年1月30日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年1月17日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年1月30日
	10	入札及び開札日時	平成25年2月4日 午前10時15分
	提出書類	1	参加申請時
2		入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年1月31日 午後5時まで
	2	回答	平成25年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付</p> <p>ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課</p> <p>〒400-8585</p> <p>甲府市相生二丁目17番1号</p> <p>電話055-237-5124</p>		

甲府市上下水道局告示第4号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 120009号		
工事名	(配中-101) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下曾根町地内 (笛南中学校の東)		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ100) 202.4m、DIP. K (φ100) 5.8m、RRVP (φ75) 1.7m、仕切弁. NS (φ100) 5基、仕切弁. NS (泥吐弁 φ75) 2基、消火栓 (φ75) 1基
	2	工期	平成25年6月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,917,100円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年1月17日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年1月24日
	3	申請書受付開始日	平成25年1月17日
	4	申請書受付締切日	平成25年1月24日
	5	入札参加資格確認結果	平成25年1月29日

提出書類	6	通知日		
	6	設計図書配付開始日	平成25年1月17日	
	7	設計図書配付締切日	平成25年1月30日	
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年1月17日	
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年1月30日	
	10	入札及び開札日時	平成25年2月4日 午前10時20分	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書	
	入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年1月31日 午後5時まで
		2	回答	平成25年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。			
低入札価格調査制度	適用			
支払条件	前金払	請求できる		
	中間前金払	請求できる		
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124			

甲府市上下水道局告示第5号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110109号		
工事名	(路-5) 路面復旧工事		
工事場所	昭和町築地新居地内(釜無工業団地の南)他1箇所		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L=752.0m、表層工再生密粒度ASC(t=5cm)A=2,810.0㎡、上層路盤工 再生瀝青安定処理(t=10cm)A=2,810.0㎡、不陸整正工(3㎡/100㎡)A=2,810.0㎡、区画線工一式、付帯工一式
	2	工期	平成25年5月31日まで
	3	予定価格(税込み)	29,085,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	舗装直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年1月17日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年1月24日
	3	申請書受付開始日	平成25年1月17日
	4	申請書受付締切日	平成25年1月24日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年1月29日
	6	設計図書配付開始日	平成25年1月17日
	7	設計図書配付締切日	平成25年1月30日

	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年1月17日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年1月30日
	10	入札及び開札日時	平成25年2月4日 午前10時25分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年1月31日 午後5時まで
	2	回答	平成25年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、中央市と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成25年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

中央市と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 中央市(以下「甲」という。)は、中央市下水道条例(平成18年中央市条例第147号)第18条に基づく甲府市水道事業給水区域の公共下水道の使用料(以下「使用料」という。)の徴収に関する事務のうち、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を甲府市(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 使用料の調定
- (2) 使用料の納入通知
- (3) 使用料の収納
- (4) 使用料の還付
- (5) 使用料の減免
- (6) 使用料の督促

(管理及び執行の方法)

第2条 前条第1号に掲げる委託事務の管理及び執行については、中央市下水道条例第18条、中央市下水道使用料条例(平成18年中央市条例第148号)及び中央市下水道使用料条例施行規則(平成18年中央市規則第100号)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、甲に帰属する。

2 前項の収入の納付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

(収入及び支出の経理)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の清算)

第6条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の清算を行い、その内訳を甲に通知する。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 第2条に定める甲の条例又は規則の全部又は一部を変更しようとする場合においては、甲は、その旨をあらかじめ乙に通知しなければならない。

第8条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の6箇月前までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

甲府市上下水道局告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、昭和町と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成25年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

昭和町と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 昭和町(以下「甲」という。)は、昭和町下水道条例(平成4年昭和町条例第25号)第18条に基づく公共下水道の使用料(以下「使用料」という。)の徴収に関する事務のうち、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を甲府市(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 使用料の調定
- (2) 使用料の納入通知
- (3) 使用料の収納
- (4) 使用料の還付
- (5) 使用料の減免
- (6) 使用料の督促

(管理及び執行の方法)

第2条 前条第1号に掲げる委託事務の管理及び執行については、昭和町下水道条例第18条、昭和町下水道使用料等徴収条例(平成4年昭和町条例第26号)及び昭和町下水道使用料等徴収条例施行規則(平成4年昭和町規則第9号)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

## 任免辞令

(市長事務部局)

津久井 雄也

技術職員に採用する  
内科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部医師を命ずる

小田切 智子

技術職員に採用する  
助産師を命ずる  
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以上 発令日 平成25年 1月 1日

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、甲に帰属する。

2 前項の収入の納付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

(収入及び支出の経理)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の清算)

第6条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の清算を行い、その内訳を甲に通知する。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 第2条に定める甲の条例又は規則の全部又は一部を変更しようとする場合においては、甲は、その旨をあらかじめ乙に通知しなければならない。

第8条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の6箇月前までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

--	--